令和6年1月1日以降に譲渡

3,000 万円特別控除の必要書類一覧 チェックリスト

≪譲渡の時から譲渡の日の属する年の翌年2月15日までの間に、被相続人居住用家屋が耐震基準に適合することとなった場合又は被相続人居住用家屋の全部の取壊し若しくは除却がされ、若しくはその全部が滅失をした場合における譲渡:被相続人が老人ホーム等に入所していた場合≫

耐震基準に適合することとなった場合

別記様式 1-3に添付

	から	
提出書類	確認内容など	チェック欄
① 被相続人の除票住民票 (原則コピー不可) ※老人ホーム等入所後、別の老 人ホーム等に移転し、死亡し た場合は <u>戸籍の附票</u> も提 出して下さい。	・被相続人が相続直前まで、主として老人ホーム等に居住し、かつ、老人ホーム等入所前に対象家屋に居住していたことを確認します。	
② 相続人の住民票 (原則コピー不可) ※老人ホーム等入所後、相 続人が2回以上、移転し た場合は、戸籍の附票(相 続発生後、本籍地を移し た場合は前本籍地の附 票)も提出して下さい。	・老人ホーム等入所直前から取壊しまでに、相続人が対象家屋に住んでいなかったことを確認します。 ※ <u>家屋の取壊しの日付以降</u> で取得して下さい。 ※相続人が複数いる場合は全相続人が当該家屋に住んでいなかったことを確認するため、全ての相続人の住民票が必要になります。	
③ 売買契約書のコピー	・譲渡した日付を確認します。	
④ 家屋及びその敷地の登 記事項証明書 (原則コピー不可)	・相続人の人数を確認します。	
⑤ 耐震基準適合証明書又 は建設住宅性能評価書 のコピー	・耐震基準に適合していることを確認します。 ※売却の時、宅建業者にご確認ください。 ※耐震基準適合証明書 国交省が指定した指定性能評価機関や、建築士事務所登録を行っている事務所に所属する建築士等が発行します。 ※建設住宅性能評価書 国交省に登録された登録住宅性能評価機関が発行します。	
⑥ 耐震改修工事の工事請 負契約書及び工事費用 の請求書や領収書のコ ピー	・耐震基準に適合することとなった日を確 認します。	

令和6年1月1日以降に譲渡

1511		
	・対象家屋が「空き家」の状態となっており、	
	相続から取壊しの時まで、他の用途として	
	使用していないことを確認します。	
	a)電気、水道又はガスの使用中止日が確認	
⑦ いずれかの書類	できる書類(最終の料金支払い日が分かる	
(コピー可)	領収書、解約書など)。	
	b)宅建業者が「現況空き家」かつ「取壊し	
	予定あり」と表示した広告	
	c)その他、確認することができる書類(家	
	屋管理していた証明書など)。	
	・被相続人が要介護認定などを受けていたこ	
	とを確認。	
⑧ 要介護・要支援認定など	※介護保険法の被保険者証のコピー	
を受けていたことを証	※障害者総合支援法の障害福祉サービス受	
する書類	給者証などのコピー	
	※厚生労働大臣が定める基準に該当する第	
	ー号保険者であることを証する書類	
⑨ 施設への入所時におけ	・老人ホーム等の名称、所在地、施設区分の	
る契約書等のコピー	確認	
	•老人ホーム等入所後から相続開始の直前まで、	
⑩ いずれかの書類	被相続人が家屋を一定使用し、かつ、事業	
	の用、貸付の用、被相続人以外の居住の用	
	に供されていないことを確認します。	
	a)電気、水道又はガスの契約名義(支払人)	
	及び使用中止日が確認できる書類(最終の	
(i) V1911/J·(J)音類	料金支払い日が分かる領収書、解約書な	
	본)	
	b) 老人ホーム等が保有する外出などの記録	
	c)その他、確認することができる書類(所	
	得証明書(不動産所得がないことを確認)	
	など)	
⑪ 譲渡の時から譲渡した		
日の属する年の翌年 2		
月 15 日までの間に、買		
主が本特例措置を受け		
るために必要な措置(耐	・売買契約等に基づき、耐震改修工事が実施	
震改修工事)を講ずるこ	されたかを確認します。	
と等が特約等に記して		
ある売買契約書等のコ		
の の元貝笑和音寺のコーピー		